

# 周易正義訓讀 —小畜卦・履卦—

野間 文史

## 凡例

本稿は、唐・孔穎達奉勅撰『周易正義』の訓詁訳である。

二 一  
底本は、嘉慶二十年（一八一五）江西南昌府學開雕のいわゆる「阮刻十三經注疏本」を基本に、主として以下の諸本と対校して作成した筆者の「校定本」を用いる。校定の根拠となる「校勘記」は、後に併せて掲載した。

◎單疏本『周易正義』（宋刊遞修 北京図書館藏 北京人文科学研究所影傳氏宋本・易經集成本・中華再造善本 「單疏本」と略称。）

◎八行本『周易注疏』（宋孝宗頃西浙東路茶鹽司刊 足利学校藏 汲古書院影印本 「足利八行本」と略称。）

◎廣島大學所藏舊鈔本『周易正義』（「廣大本」と略称。）

三 上記諸本以外について、また阮元校勘記以後の校勘記については、拙論「廣島大學藏舊鈔本『周易正義』攷附校勘記」（廣島大學文學部紀要』第53巻特輯号1 一九九五年 後『五經正義の研究』所収）を参考されたい。

四 本稿の本文は校定した經・伝・注（王弼注〔〕内）・疏文とその校勘記、訓詁文の順である。

☰ 乾下  
巽上 小畜、亨。

「不能畜大止健、剛志故行、是以亨。」

「疏」正義曰、但小有所畜、唯畜九三而已。初九・九二猶剛健得行、是以「剛志」。上得亨通、故云「小畜亨」也。若大畜、乾在於下、艮在於上、艮是陽卦、又能止物、能止此乾之剛健、所畜者大、故稱大畜。此卦則巽在於上、乾在於下、巽是陰柔、性又和順、不能止畜，在下之乾、唯能畜止、九三所畜狹小、故名小畜。

小畜は亨る。

「大を畜め健を止むること能はざるも、剛志なるが故に行ふ、是以て「亨る」なり。」

「疏」正義に曰はく、但だ小しく畜むる所有りて、唯だ九三を畜むるのみ。初九・九二は猶ほ剛健にして行ふを得、是を以て「剛志」なり。上りて亨通するを得、故に「小畜は亨る」と云ふなり。

〈大畜〉の若きは、〈乾〉下に在り、〈艮〉上に在り、〈艮〉は是れ陽卦にして、又た能く物を止め、能く此の〈乾〉の剛健を止め、畜むる所の者は大なり、故に〈大畜〉と稱す。此の卦は則ち〈巽〉

上に在り、〈乾〉下に在り、〈巽〉は是れ陰柔、性は又た和順にして、在下の〈乾〉を止畜する能はず、唯だ能く九三を畜止するのみにして、畜むる所は狹小なり、故に〈小畜〉と名づく。

密雲不雨、自我西郊。

〔疏〕正義曰、「密雲不雨」者、若陽之上升、陰能畜止。兩氣相薄、則爲雨也。今唯能畜止九三、其氣被畜、但爲密雲。初九・九二猶自上通、所以不能爲雨也。「自我西郊」者、所聚密雲、由在我之西郊、去我既遠、潤澤不能行也、但聚在西郊而已。

密雲あれども雨ふらず、我が西郊よりす。

〔疏〕正義に曰はく、「密雲あれども雨ふらず」とは、若し陽の上升するときは、陰能く畜止し、兩氣相薄れば、則ち雨と爲るなり。今は唯だ能く九三を畜止するのみにて、其の氣は畜められ、但だ密雲を爲すのみ。初九・九二は猶自上通するも、雨と爲る能はざる所以なり。

「我が西郊よりす」とは、聚まる所の密雲、我れの西郊に在るに由り、我を去ること既に遠く、潤澤をば行ふ能はず、但だ聚りて西郊に在るのみなり。

彖曰、小畜、柔得位而上下應之、曰小畜。

〔謂六四也。成卦之義在此爻也。體无二陰以分其應、故「上下應之」也。既得其位、而上下應之、三不能陵、小畜之義。〕

〔疏〕正義曰、「柔得位」謂六四也。以陰居陰、故稱「得位」。此卦唯一陰、「上下」諸陽皆來「應之」、故曰〈小畜〉。此釋〈小畜〉卦名也。言此卦之畜、六四唯畜其下九三、初九・九二猶不能擁畜。而云「上下應之」者、若細別而言、小畜之義、唯當畜止在下、三陽猶不能畜盡、但畜九三而已。若大判而言之、上下五陽總應六四、故云「上下應之」。其四雖應何妨。總不能畜止剛健也。

象に曰はく、小畜、柔位を得て上下之れに應ずるを、小畜と曰ふ。〔六四を謂ふなり。卦を成すの義は此の爻に在るなり。體に一陰の以て其の應を分かつなし、故に「上下之れに應ず」るなり。既に其の位を得て、上下之れに應するも、三陵ぐ能はざるは、

〈小畜〉の義なり。」

〔疏〕正義に曰はく、「柔位を得」とは六四を謂ふなり。陰を以て陰に居る、故に「位を得」と稱す。此の卦は唯だ一陰有るのみにて、「上下」の諸陽皆な來たりて「之れに應ず」、故に〈小畜〉と曰ふ。此れ〈小畜〉の卦名を釋するなり。此の卦の畜むるは、六四唯だ其の下の九三を畜止するのみにて、初九・九二は猶ほ擁畜「さえぎりとどめる」する能はざるを言ふ。而るに「上下之れに應す」と云ふは、若し細別して言はば、〈小畜〉の義は、唯だ當に在下を畜止すべきのみ、三陽は猶ほ畜盡する能はず、但だ九三を畜止するのみ。若し大判して之れを言はば、上下の五陽は總べて六四に應ず、故に「上下之れに應す」と云ふ。其の四應ずと雖も何ぞ妨げん。總べて剛健を畜止する能はざるなり。

健而巽、剛中而志行、乃「亨」。「密雲不雨」、尚往也。「自我西郊」、施未行也。

「小畜之勢、足作「密雲」、乃「自我西郊」、未足以爲雨也。何由知未能爲雨。夫能爲雨者、陽上薄陰、陰能固之、然後烝而爲雨。今不能制初九之復道、固九二之牽復、九三更以不能復爲劣也、下方尚往、施豈得行。故「密雲」而不能爲雨、「尚往」故也。何以明之。夫陰能固之、然後乃雨乎。上九獨能固九三之路、故九三不可以進、而輿說輻也。能固其路而安於上、故得既雨既處。

若四・五皆能若上九之善畜、則能雨明矣。故舉一卦而論之、能爲小畜、密雲而已。陰苟不足以固陽、則雖復至盛、「密雲」「自

我西郊」、故不能雨也。雨之未下、即施之未行也。彖全論一卦之體、故曰「密雲不雨」。象各言一爻之德、故曰「既雨既處」也。」

〔疏〕「健而巽」至「施未行也」。

○正義曰、「健而巽、剛中而志行、乃亨」者、內既剛健、而外逢柔順、剛發於內、不被擁抑、而志意得行、以此言之、故剛健之志、乃得亨通。此釋「亨」也。「密雲不雨、尚往」者、所以「密雲不雨」者、不能畜止諸陽、初九・九二猶得上進、陰陽氣通、所以不雨、釋「密雲不雨」也。「自我西郊、施未行」者、釋「自我西郊」之義。所以「密雲不雨」。從我西郊而積聚者、猶所施潤澤、未得流行周徧、故不覆國都、但遠聚西郊也。然雲在國都而不雨、亦是施未行也、必云「在西郊」者、若在國都、雨雖未落、猶有覆蔭之施、不得云「施未行」、今言「在西郊」、去施遠也。

○注「小畜之勢」至「既雨既處也」。

〔小畜〕の勢、「密雲」を作<sup>な</sup>すに足るも、<sup>かへつ</sup>て「我が西郊よりし」、未だ以て雨を爲すに足らざるなり。何に由りて未だ雨を爲す能はざるを知る。夫れ能く雨を爲す者は、陽上に陰に薄り、

復、皆得剛健上通、則是陰不能固陽、而九三劣弱、又不能自復、則是陽不薄陰、是以皆不雨也。且「小畜」之義、貴於上往、而九三不能自復、更爲劣弱、故言「九三更不能復爲劣」也。「能固其路、而安於上」者、謂上九能閉固九三之道路、不被九三所陵、得安於上、所以「既雨既處」也。故舉一卦而論之。「能爲小畜、密雲而已」者、此明卦之與爻其義別也。但卦總二象、明上體不能閉固、下體所以密雲不能爲雨、爻則止明一爻之事。上九能固九三、所以上九而有雨也。所以卦與爻其義異也。諸卦多然。若比卦云「比吉」、上六則云「比之无首凶也」、復卦云「復亨」、上六云「迷復凶也」。此皆卦之與爻義相違反、它皆倣此。

〔去陰能固之〕 阮校 「補」案「去」當作「夫」。形近之譌。◎足利八行

本は「夫」字に作って誤らず。

〔彖至論一卦之體〕 阮校 論本同。岳本・監・毛本「至」作「全」。◎足

利八行本も「全」字を作る。これに従う。

〔剛發於內〕 ◎阮刻本「內」字を「外」字に誤刻する。

〔不被擁抑〕 ◎阮刻本「擁」字を「摧」字に誤刻する。「摧」字も通ず。

〔貴於上往〕 ◎阮刻本「上」字を「正」字に誤刻する。廣大本「止」字。

健にして巽、剛中にして志行はれ、乃ち「亨る」。「密雲あれども雨ふらざる」は、尚ほ往くなり。「我が西郊よりす」るは、施未だ行はれざるなり。

〔小畜〕の勢、「密雲」を作<sup>な</sup>すに足るも、<sup>かへつ</sup>て「我が西郊より

陰能く之れを固くし、然る後に蒸して雨と爲る。今初九の「復道」を制する能はず、九二の「牽復」を固くし、九三更に復する能はざるを以て劣れりと爲し、下方「尚ほ往け」ば、施豈に行はるるを得んや。故に「密雲」すれども雨を爲すは能ず、「尚ほ往く」が故なり。何を以て之れを明らかにする。夫れ陰能く之れを固くし、然る後に乃ち雨ふらんか。上九獨り能く九三の路を固くす、故に九三は以て進むべからずして、輿輶を説く脱くなり。能く其の路を固くして上に安んず、故に「既に雨ふり既に處る」を得。若し四・五皆な能く上九の善く畜むれば、則ち能く雨ふること明らかなり。故に一卦を擧げて之れを論ずれば、能く〈小畜〉を爲して、密雲あるのみ。陰苟くも以て陽を固くするに足らずんば、則ち盛に至ると雖復も、「密雲」「我が西郊よりし」、故に雨ふる能はざるなり。雨の未だ下らざるは、即ち施の未だ行はれざるなり。〈象〉は全て一卦の體を論ず、故に「密雲あれども雨ふらず」と曰ふ。〈象〉は各の一爻の德を言ふ、故に「既に雨ふり既に處る」と曰ふなり。」

〔疏〕「健而巽」より「施未行也」に至るまで。

○正義に曰はく、「九三更に復する能はざるを以て劣れりと爲す」とは、初九既に道に復するを得、九二牽きて以て復するを獲べく、皆な剛健上通する得たれば、則ち是れ陰陽を固くする能はず、而して九三は劣弱にして、又た自らは復する能はざれば、則ち是れ陽陰に薄らず、是を以て皆な雨ふらざるなり。且つ〈小畜〉の義は、上に往くを貴ぶに、而も九三自らは復する能はず、更に劣弱を爲す、故に「九三更に復する能はざるを以て劣れりと爲す」と言ふなり。

「能く其の路を固くして上に安んず」とは、上九能く九三の道路を閉固して、九三の陵す所を被らず、上に安んずるを得、「既に雨ふり既に處る」所以を謂ふ。故に一卦を擧げて之れを論ず。

「密雲あれども雨ふらざるは、尚ほ往くなり」とは、「密雲あれども雨ふらざる」所以は、諸陽を畜止する能はず、初九・九二は猶ほ

上進するを得、陰陽の氣通じ、雨ふらざる所以にして、「密雲あれども雨ふらず」を釋するなり。

「我が西郊よりするは、施未だ行はれず」とは、「我が西郊よりする所以は、猶ほ施す所の潤澤、未だ流行して周徧なるを得ず、故に國都を覆はず、但だ遠く西郊に聚るのみなればなり。然れども雲國都に在りて雨ふらざるは、亦た是れ施未だ行はれざるに、必ず「西郊に在り」と云ふは、若し國都に在れば、雨未だ落ちずと雖も、猶ほ覆蔭の施有りて、「施未だ行はれず」と云ふを得ず、今「西郊に在り」と言ふは、施を去ること遠ければなり。

○注の「小畜之勢」より「既雨既處也」に至るまで。

「正義に曰はく、「九三更に復する能はざるを以て劣れりと爲す」とは、初九既に道に復するを得、九二牽きて以て復するを獲べく、皆な剛健上通する得たれば、則ち是れ陰陽を固くする能はず、而して九三は劣弱にして、又た自らは復する能はざれば、則ち是れ陽陰に薄らず、是を以て皆な雨ふらざるなり。且つ〈小畜〉の義は、上に往くを貴ぶに、而も九三自らは復する能はず、更に劣弱を爲す、故に「九三更に復する能はざるを以て劣れりと爲す」と言ふなり。

「能く其の路を固くして上に安んず」とは、上九能く九三の道路を閉固して、九三の陵す所を被らず、上に安んずるを得、「既に雨ふり既に處る」所以を謂ふ。故に一卦を擧げて之れを論ず。

「能く小畜を爲して、密雲あるのみ」とは、此れ卦と爻と、其の義は別なるを明らかにするなり。但だ卦は二象を總べ、上體の閉固する能はず、下體の密雲あれども雨を爲す能はざる所以を明らかにし、

爻は則ち止だ一爻の事を明らかにするのみ。上九 能く九三を固くするは、上九にして雨有る所なり。卦と爻と、其の義異なる所以なり。諸卦 多く然り。〈比〉卦に「比は吉」と云ひ、上六には則ち「之れに比する、首无し、凶」と云ひ、〈復〉卦に「復は亨る」と云ひ、上六に「復るに迷ふ、凶」と云ふが若し。此れ皆な卦と爻と、義相違反するなり。它是皆な此に倣ふ。

象曰、風行天上、小畜。君子以懿文德。

〔未能行其施者、故可以懿文德而已。〕

〔疏〕正義曰、「君子以懿文德」者、「懿」美也。以於其時施未得行、喻君子之人但修美文德、待時而發。風爲號令。若風行天下、則施附於物、不得云「施未行」也。今風在天上、去物既遠、無所施及、故曰「風行天上」。凡大象、君子所取之義、或取二卦之象而法之者、若「地中有水師、君子以容民畜衆」。取卦象包容之義、若履卦象云「上下澤履。君子以辯上下」。取上下尊卑之義。如此之類、皆取二象、君子法以爲行也。或直取卦名、因其卦義所有、君子法之、須合卦義行事者、若訟卦云「君子以作事謀始」。防其所訟之源、不取天與水違行之象。若小畜「君子以懿文德」、不取風行天上之象。餘皆倣此。

象に曰はく、風 天上に行くは、小畜なり。君子 以て文德を懿くす。

〔未だ其の施を行ふ能はざる者なり、故に以て文德を懿くするのみ。〕

〔疏〕正義に曰はく、「君子 以て文德を懿くす」とは、「懿」は美

なり。其の時に於いて施 未だ行ふを得ざるを以て、君子の人 但だ文德を修美するのみにて、時 を待ちて發するに喻ふ。風は號令爲り。若し風の天下を行ふときは、則ち物に施附すれば、「施 未だ行ふを得ず」と云ふを得ざればなり。今 風は天上に在り、物を去ること既に遠く、施及する所無し、故に「風 天上に行く」と曰ふ。

凡そ「大象」、君子 取る所の義、或いは二卦の象を取りて之れに法る者は、「地中に水有るは帥なり。君子 以て民を容れ衆を畜ふ」の若きは、卦象の包容の義を取る。〈履〉卦の象に「上に天あり下に澤あるは履なり。君子 以て上下を辯かつ」と云ふが若きは、上下尊卑の義を取る。此の如きの類は、皆な二象を取り、君子 法りて以て行を爲すなり。或いは直だ卦名を取るのみにて、其の卦の義の有する所に因り、君子 之れに法り、須らく卦の義を合せて事を行ふべき者は、〈訟〉卦に「君子 以て事を作すには始を謀る」と云ふが若く、其の訟ふる所の源を防ぎ、「天と水と違ひ行く」の象を取らず。〈小畜〉の「君子 以て文德を懿くす」の若きは、「風 天上に行く」の象を取らず。餘は皆な此に倣ふ。

初九、復自道。何其咎。吉。

〔處乾之始、以升巽初、四爲己應、不距己者也。以陽升陰、復自其道、順而无違、何所犯咎。得義之吉。〕

〔疏〕正義曰、處乾之始、以升巽初、四爲己應、以陽升陰、反復於上、自用己道、四則順而无違於己无咎、故云「復自道、何其咎、吉」。

〔得義之吉〕 阮校 岳本・閩監・毛本同。古本作「得其義之吉者也」、一

本無「其」字。足利本作「得其義之吉」。◎足利八行本は「得義之吉」。

初九、復ること道よりす、何ぞ其れ咎あらん。吉なり。

「(乾)の始に處り、以て(巽)の初に升り、四己が應と爲り、己れを距てざる者なり。陽を以て陰に升り、復るに其の道よりし、順にして違ふ无く、何ぞ犯咎する所あらんや。義の吉を得るなり。」

「疏」正義に曰はく、「(乾)の始に處り、以て(巽)の初に升り、四己が應と爲り、陽を以て陰に升り、上に反復し、自ら己が道を用ふれば、四は則ち順ひて己れに違ふ无く咎なし、故に「復ること道よりす、何ぞ其れ咎あらん」と云ふなり。

象曰、「復自道」、其義吉也。

「疏」正義曰、「其義吉」者、以陽升陰、以剛應柔、其義於理吉也。

象曰、「復ること道よりす」るは、其の義吉なればなり。

「疏」正義に曰はく、「其の義吉」とは、陽を以て陰に升り、剛を以て柔に應ず、其の義は理に於いて吉なり。

九二、牽復、吉。

「處乾之中、以升巽五、五非晉極、非固己者也。雖不能若陰之不違、可牽以獲復、是以吉也。」

九三、輿說輻、夫妻反目。

「疏」正義曰、「<sup>\*</sup>牽復、吉」者、「牽」謂牽連、「復」謂反復。二欲往五、五非止畜之極、不閉固於己、可自牽連反復於上而得吉也。

九二、牽きて復る、吉なり。

「(乾)の中に處り、以て(巽)の五に升るも、五は畜の極に非ず、己れを固くする者に非ざるなり。陰の違はざるが若くする能はずと雖も、牽きて以て復るを獲べし、是を以て吉なり。」

「疏」正義曰、「牽きて復る、吉なり」とは、「牽」は牽連、「ひきつらねる」を謂ひ、「復」は反復を謂ふ。二五に往かんと欲し、五は止畜の極に非ず、己れを閉固せず、自ら上に牽連・反復して、「吉」を得べきなり。

象曰、牽復在中、亦不自失也。

「疏」正義曰、既彊牽連而復、在下卦之中、以其得中、不被閉固、亦於己不自有失、解「牽復吉」也。

象に曰はく、「牽きて復り」中に在り、亦た自らは失はざるなり。

「疏」正義に曰はく、「既に彊ひて牽連して復り、下卦の中に入り。其中を得るを以て、閉固を被らず、亦た己れに於いて自らは失ふこと有らざるは、「牽きて復る、吉」を解するなり。

「上爲畜盛、不可牽征、以斯而進、故必說輻也。己爲陽極、上爲陰長、畜於陰長、不能自復、方之夫妻、反目之義也。」

「疏」正義曰、九三欲復而進、上九固而止之、不可以行、故車輿說其輻。「夫妻反目」者、上九體異、爲長女之陰、今九三之陽被長女閉固、不能自復、夫妻乖戾、故反目相視。

「不可牽征」 阮校 岳本・閩・監・毛本同。古本「可」下有「以」字。足利本有「不」字。◎疏文に合わせて「以」字を補う。

九三、輿 輻を説〔脱〕き、夫妻 目を反む。

「上りて畜盛を爲し、以て牽征すべからず、斯れを以て進む、故に必ず輻を説ぐなり。己れ陽の極と爲り、上りて陰の長と爲り、陰長に畜められ、自らは復る能はず、之れを夫妻反目の義に方ぶるなり。」

「疏」正義に曰はく、九三 復らんと欲して進み、上九 固くして之れを止め、以て行くべからず、故に車輿 其の輻を説く。

「夫妻 目を反む」とは、上九 〈異〉 を體とし、長女の陰と爲り、今 九三の陽長女の閉固を被り、自らは復る能はず、夫妻 乖戾す、故に「目を反め」て相視るなり。

象曰、夫妻反目、不能正室也。

「疏」正義曰、「不能正室」者、釋「夫妻反目」之義。以九三之夫不能正上九之室、故「反目」也。此假象以喻人事也。

六四、孚 有り、血は去りて 暴れ出づ。咎无し。

「夫れ「血」と言ふは、陽陰を犯すなり。四三に乘じ、近くし

象に曰はく、「夫妻 目を反む」るは、室を正す能はざればなり。

「疏」正義に曰はく、「室を正す能はず」とは、「夫妻 目を反む」の義を釋す。九三の夫 上九の室を正す能はざるを以て、故に「目を反む」るなり。此れ象を假りて以て人事に喻ふるなり。

六四、有孚、血去惕出、无咎。

「夫言「血」者、陽犯陰也。四乘於三、近不相得、三務於進、而已隔之、將懼侵克者也。上亦惡三、而能制焉、志與上合、共同斯誠。三雖逼己、而不能犯、故得血去懼除、保无咎也。」

「疏」六四至无咎。

○正義曰、六四居九三之上、乘陵於三、三既務進、而已固之、懼三害己、故有「血」也。畏三侵陵、故惕懼也。但上九亦憎惡九三、六四與上九同志、共惡於三、三不能害己、故得其血去除、其惕出散、信能血去懼除、乃得「无咎」。

○注夫言血者至无咎也

○正義曰、「夫言血者、陽犯陰也」者、謂此卦言血陽犯陰也。「夫」者發語之端、非是總凡之辭。故需六四云「需於血」、注云「凡稱血者、陰陽相傷也」、則稱「血」者、非唯陽犯陰也。

「三不害己」 阮校 「己」 閩・監・毛本同。錢本・宋本作「三不能害己」

是也。◎足利八行本には「能」字有り。これが正しい。

て相得ず、三進むに務め、而して己れ之れを隔て、將に侵克を懼れんとする者なり。上も亦た三を惡みて、能く焉を制し、志上と合し、共に斯の誠を同じくす。三己れに逼ると雖も、而も犯す能はず、故に血は去りて惕れ出づるを得、咎无きを保つなり。」

「疏」「六四」より「无咎」に至るまで。

○正義に曰はく、六四九三の上に居り、三に乘陵し、三既に進むに務めて、己れ之れを固くし、三の己れを害するを懼る、故に「血」有るなり。三の侵陵するを畏る、故に惕懼するなり。但だ上九も亦た九三を憎惡し、六四と上九と志を同じくし、共に三を惡み、三己れを害せず、故に其の血去除し、其の惕れ出散するを得、信に能く「血は去りて惕れ出づ」れば、乃ち「咎无き」を得るなり。

○注の「夫言血者」より「无咎也」に至るまで。

○正義に曰はく、「夫れ血と言ふは、陽陰を犯すなり」とは、此の卦に「血」を言ふは陽陰を犯すを謂ふなり。「夫」とは發語の端、是れ總凡の辭に非ず。故に需の六四に「血に需<sup>ま</sup>」と云ひ、注に「凡そ血と稱するは、陰陽相傷<sup>そごう</sup>ふ者なり」と云へば、則ち「血」と稱するは、唯に陽の陰を犯すのみに非ざるなり。

象曰、有孚、惕出、上合志也。

「疏」正義曰、「有孚、惕出、上合志也」、釋「惕出」之意。所以「惕出」者、自己與上九同合其志、共惡於三也。

象に曰はく、「孚<sup>まこと</sup>」、「惕<sup>おぞ</sup>れ出づ」るは、上志を合するなり。

「疏」正義に曰はく、「孚有り、惕れ出づるは、上志を合するなり」とは、「惕れ出づ」の意を釋す。「惕れ出づ」る所以は、己れと上九と同じく其の志を合するに由り、共に三を惡めばなり。

九五、有孚蠻如、富以其鄰。

〔處得尊位、不疑於二、來而不距、二牽己蠻、不爲專固、有孚蠻如之謂也。以陽居陽、處實者也。居盛處實、而不專固、富以其鄰者也。〕

○正義曰、「有孚蠻如」者、五居尊位、不疑於二、來而不距、二既牽挽而來、己又蠻蠻而迎接、志意合同、不有專固相逼、是有信而相牽蠻也。「如」語辭、非義類。「富以其鄰」者、五是陽爻、即必實富貴、心不專固、故能用富、以與其鄰。「鄰」謂二也。

〔即必實富貴〕 ○阮刻本・足利八行本は「即必實富」に作るが、廣大本の「即必實富貴」に従う。

九五、孚<sup>まこと</sup>有り蠻如たり。富其の鄰と以にす。

〔處ること尊位を得、二に疑はれず、來たれども距まず、二牽き己れ蠻<sup>ひ</sup>き、專固<sup>せんこ</sup>〔かたくな〕を爲さざるは、「孚有り蠻如たる」を之れ謂ふなり。陽を以て陽に居るは、實に處る者なり。盛に居り實に處りて、而も專固せず、富其の鄰と以にする者なり。〕 ○正義に曰はく、「孚有り蠻如たり」とは、五尊位に居り、二に疑はれず、來たれども距まず、二既に牽挽<sup>けんぱん</sup>〔ひく〕して來たり、己れ

又た攀攀はんはん 「ひく」して迎接し、志意 合同し、專固して相逼るを有せず、是れ信有りて相牽攀けんねん 「ひく」するなり。「如」は語辭、義類に非ず。「富其の鄰と以にす」とは、五は是れ陽爻、即ち必ず實に富貴なるも、心 専固せず、故に能く富を用ひて、以て其の鄰に與にす。「鄰」は二を謂ふなり。

象曰、有孚攀如、不獨富也。

「疏」正義曰、「不獨富也」者、釋「攀如」之義。所以攀攀於二者、以其不獨自專固於富、欲分與二也。

象に曰はく、「孚有り攀如たり」とは、獨りは富まさるなり。

「疏」正義に曰はく、「獨りは富まさるなり」とは、「攀如」の義を釋す。二に攀攀する所以は、其の獨り自らは富を專固せず、二に分け與へんと欲するを以てなり。

上九、既雨既處。尚德積載。婦貞厲。月幾望。君子征凶。  
 「處小畜之極、能畜者也。陽不獲亨、故「既雨」也。剛不能侵、故「既處」也。體巽處上、剛不敢犯、「尚德」者也。爲陰之長、能畜剛健、德積載者也。婦制其夫、臣制其君、雖貞近危、故曰「婦貞厲」也。陰之盈盛、莫盛於此、故曰「月幾望」也。滿而又進、必失其道、陰疑於陽、必見戰伐。雖復君子、以征必凶、故曰君子征凶。」

「疏」上九既雨既處至君子征凶

○正義曰、「既雨既處」者、九三欲進、己能固之、陰陽不通、故己得其雨也。「既處」者、三不能侵、不憂危害、故己得其處也。「尚德載」者、體巽處上、剛不敢犯、爲陰之長、能畜止剛健、慕尚此德之積聚而運載也。故云「尚德載」也。言慕尚此道德之積載也。「婦貞厲」者、上九制九三、是婦制其夫、臣制其君、雖復貞正而近危厲也。「月幾望」者、婦人之制夫、猶如月在望時盛極以敵日也。「幾」辭也。己從上釋、故於此不復言也。「君子征凶」者、陰疑於陽、必見戰伐、雖復君子之行、而亦「凶」也。

○注「處小畜之極」至「君子征凶」。

○正義曰、「處小畜之極能畜者也」者、己處小畜盛極、是閉畜者也。「陽不獲亨、故既雨也」者、陽若亨通、則不雨也。所以卦繇辭云「小畜、亨、密雲不雨」。今九三之陽被上九所固、不獲亨通、故「既雨」也。

「尚德載」 阮校 石經·岳本·閩·監·毛本同。古本「載」上有「積」字。

按此蓋因下文相涉而衍。○廣大本の疏文引には「積」字が有る。これに従う。

「能畜止剛健」 阮校 閩·監·毛本「正」作「止」是也。監本「健」作「食」

誤。○足利八行本も「止」に作る。

「能畜者也」又 阮校 閩·監·毛本同。宋本又作「者」是也。○单疏本·廣大本·足利八行本も「者」字に作る。

「所以卦繇辭云」 ○阮刻本「繇」字を「係」字に誤刻する。

上九、既に雨ふり既に處る。德を尚びて積載す。婦 貞なれども厲あやふ

し。月望に幾し。君子征けば凶なり。

〔小畜〕の極に處りて、能く畜むる者なり。陽亨るを獲ず、故に「既に雨ふる」なり。剛侵す能はず、故に「既に處る」なり。

〔巽〕を體して上に處り、剛敢へて犯さざるは、「德を尚ぶ」者なり。

者なり。陰の長と爲りて、能く剛健を畜め、德の積載する者なり。婦其の夫を制し、臣其の君を制するは、貞と雖も危に近

し、故に「婦貞なれども厲し」と曰ふなり。陰の盈盛なること、此より盛んなるは莫し、故に「月望に幾し」と曰ふなり。

満ちて又た進むも、必ず其の道を失ひ、陰陽に疑はれ、必ず戰伐せらる。君子と雖復も、以て征けば必ず凶なり、故に「君子征けば凶」と曰ふなり。」

〔疏〕「上九既雨既處」より「君子征凶」に至るまで。

○正義曰、「既に雨ふり既に處る」とは、九三進まんと欲して、己れ能く之れを固くし、陰陽通せず、故に己れ其の雨を得るなり。「既に處る」とは、三侵す能はず、危害を憂へず、故に己れ其の處を得るなり。

「德を尚び積載す」とは、〔巽〕を體して上に處り、剛敢へて犯さず、陰の長と爲り、能く剛健を畜止し、此の徳の積聚して運載するを慕尚するなり。故に「德を尚びて積載す」と云ふなり。言ふところは此の道德の積載するを慕尚するなり。

「婦貞なれども厲し」とは、上九九三を制するは、是れ婦其の夫を制し、臣其の君を制するにて、貞正なりと雖復も危厲に近きなり。

「月望に幾し」とは、婦人の夫を制すること、猶ほ月望時に在

りて盛極にして以て日に敵するが如きなり。「幾」は辭なり。己れ上より釋す、故に此に於いて復や言はざるなり。

「君子征けば凶」とは、陰陽に疑はれ、必ず戰伐せられ、君子の行くと雖復も、而も亦た「凶」なり。

○注の「處小畜之極」より「君子征凶」に至るまで。

○正義曰、「小畜の極に處りて、能く畜むる者なり」とは、己れ〔小畜〕の盛極に處るは、是れ閉畜する者なり。「陽亨るを獲ず、故に既に雨ふるなり」とは、陽若し亨通すれば、則ち雨ふらざるなり。卦の繇辭に「小畜は亨る。密雲あれども雨ふらず」と云ふ所以なり。今九三の陽上九の固くする所となり、亨通するを獲ず、故に「既に雨ふる」なり。

象曰、既雨既處、德積載也。君子征凶、有所疑也。

〔夫處下可以征而无咎者、唯泰也。然則坤本體下、又順而弱、不能敵剛、故可以全其類、征而吉也。自此以往、則其進各有難矣。夫巽雖不能若艮之善畜、猶不肯爲坤之順從也、故可得少進、不可得盡陵也。是以初九・九二其復則可、至於九三、則與說輻也。夫大畜者、畜之極也。畜而已、畜極則通。是以其畜之盛、在於四五、至于上九、道乃大行。小畜積極而後乃能畜、是以四五可以進、而上九說征之輻。〕

〔疏〕「象曰既雨既處」至「有所疑也」。

○正義曰、「既雨既處、德積載」者、釋「既雨既處」之義。言所以得「既雨既處」者、以上九道德積聚、可以運載使人慕尚、故云「既雨既處」也。「君子征凶、有所疑」者、釋「君子征凶」之義。言所以「征

凶者、陰氣盛滿、被陽有所疑惑、必見戰伐、故「征凶」也。

○注夫處下至說征之輶。

○正義曰、「夫巽雖不能若艮之善畜」者、謂雖不能如大畜艮卦在上善畜下之乾也、巽雖不能如艮之善畜故其畜小也。「猶不肯爲坤之順從」者、謂猶不肯如泰卦坤在於上順從乾也。「故可得少進」者、謂初九、九二得前進也。「不可得盡陵」者、九三欲陵上九、被上九所固、是不可得盡陵也。「畜而不已」、畜極則通、是以其畜之盛在于四・五、至于上九、道乃大行」者、此論大畜義也。大畜畜而不已、謂之大畜。四爻五爻是畜之盛極、而不休已、畜極則通、四・五畜道既極、至於上九、无所可畜、故上九道乃大行、无所畜也。「小畜積極、而後乃能畜」者、小畜之道既微積、其終極至於上九、乃能畜也。謂畜九三也。「是以四五可以進」者、四雖畜初、五雖畜二、畜道既弱、故九二可以進。  
 「上九說征之輶」者、上九畜之積極、故能說此九三征行之輶。案九三但有「說輶」无「征」之文、而王氏言「上九說征之輶」者、輶之有輶可以征行、九三爻有征義、今輶既說、則是說征之輶、因上九「征凶」之文。「征」則行也。文雖不言、於義必有。言「輶」者、鄭注云「謂輶下縛木、輶軸相連、鈎心之木是也」。子夏傳云「輶車劇也」。「惟泰也則然」  
阮校 岳本・閩・監・毛本同。釋文一本作「然則」、讀即以「也」字絕句。古本・足利本作「然則」采釋文。○足利八行本も「然則」に作るが、「然則」が正しい。

「不可得盡陵也」 ○廣大本・嘉業堂本には「得」字が有る。これに従う。  
 「无可所畜」 阮校 宋本同。閩・監・毛本作「无所可畜」。○「无所可畜」が正しいか。

象に曰はく、「既に雨ふり既に處る」とは、德をば積載するなり。「君子征けば凶なり」とは、疑ふ所有ればなり。

「夫れ下に處り以て征して咎無かるべき者は、唯だ〈泰〉のみなり。然らば則ち〈坤〉は本と下を體し、又た順にして弱く、剛に敵する能はず、故に以て其の類を全うし、征して吉なるべし。此より以往は、則ち其の進むこと各おの難有り。夫れ〈巽〉は〈艮〉の善く畜むるが若くする能はずと雖も、猶ほ肯へて〈坤〉の順従と爲らず、故に少しく進むを得べく、盡くは陵ぐを得べからず。是を以て初九・九二、其の復するは則ち可なるも、九三に至りては、則ち「輶輶を説く」なり。夫れ〈大畜〉は、畜の極なり。畜めて已まず、畜むること極まれば則ち通ず。是を以て其の畜むることの盛なるは、四・五に在り、上九に至りて、道乃て大いに行はる。〈小畜〉 積むこと極まりて後に乃て能く畜む。是を以て四・五以て進むべくして、上九 征の輶を説くなり。」

「疏」「象曰既雨既處」より「有所疑也」に至るまで。

○正義曰、「既に雨ふり既に處るは、德をば積載す」とは、「既に雨ふり既に處る」の義を釋す。言ふこころは「既に雨ふり既に處る」を得る所以は、上九の道德 積聚し、以て運載して人をして慕尚すべきを以て、故に「既に雨ふり既に處る」と云ふ。「君子征けば凶なりとは、疑ふ所有ればなり」とは、「君子征けば凶」の義を釋す。言ふこころは「征けば凶」なる所以は、陰氣盛滿にして、陽の疑惑する所有るを被り、必ず戰伐せらる、故に「征けば凶」なり。

○注の「夫處下」より「說征之輶」に至るまで。

○正義曰、「夫れ巽は艮の善く畜むるが若くする能はずと雖も」とは、  
 〈大畜〉の〈艮〉卦の上に在りて善く下の〈乾〉を畜むるが如くす  
 る能はずと雖も、〈艮〉の善く畜むるが故に其の畜むること小の如く  
 する能はずと雖も、を謂ふ。

「猶ほ肯へて坤の順従と爲らズ」とは、猶ほ肯へて〈泰〉卦の〈坤〉  
 の上に在りて〈乾〉に順従するが如きを謂ふ。「故に少しく進むを得  
 べし」とは、初九・九二の前進するを得るを謂ふなり。

「盡くは陵ぐを得べからず」とは、九三・上九を陵がんと欲し、上

九の固くする所を被るは、是れ盡くは陵ぐを得べからざるなり。

「畜めて已まず、畜むること極まれば則ち通す。是を以て其の畜む  
 ことの盛んなるは、四・五に在り、上九に至りて、道乃して大いに  
 行はる」とは、此れ〈大畜〉の義を論ずるなり。〈大畜〉は畜めて已  
 まず、之れを〈大畜〉と謂ふ。四爻・五爻は是れ畜の盛極にして、  
 休み已めず。畜むること極まれば則ち通す。四・五の畜道既に極ま  
 り、上九に至りて、畜むべき所无し、故に上九の道乃して大いに行  
 はれ、畜むる所无きなり。

「小畜 積むこと極まりて後に乃て能く畜む」とは、小畜の道既  
 に微く積みて、其の終極、上九に至りて、乃て能く畜むるなり。  
 九三を畜むるを謂ふなり。

「是を以て四・五以て進むべし」とは、四初を畜むと雖も、五  
 二を畜むと雖も、畜道は既に弱し、故に九二は以て進むべし。  
 「上九 征の輜を説くなり」とは、上九は畜の積むこと極まる、故  
 に能く此の九三「征行」の輜を説くなり。

案するに九三には但だ「説輜」有るのみにて「征」の文无きも、

而も王氏「上九 征の輜を説く」と言ふは、輿に之れ輜有りて以て征  
 行すべく、九三の爻に「征」の義有り。今「輿輜」既に説くは、則  
 ち是れ征の輜を説くなり。上九の「征凶」の文、「征」は則ち「行」  
 なるに因り、文に言はずと雖も、義に於いて必ず有り。「輜」と言ふ  
 は、鄭注に「輿の下の木を縛り、軸と相連ぬるを謂ふ。鈎心の木な  
 り」と云ふは是れなり。子夏傳に「輜は車轍なり」と云ふ。

### ☱兌下 ☷乾上 履虎尾、不咥人、亨。

「疏」正義曰、履卦之義、以六三爲主。六三以陰柔履踐九二之剛、履  
 危者也。猶如履虎尾、爲危之甚。「不咥人、亨」者、以六三在兌體、  
 兑爲和說、而應乾剛、雖履其危、而不見害、故得亨通。猶若履虎尾  
 不見咥噉于人。此假物之象以喻人事。

虎の尾を履むも、人を咥まず、亨る。

「疏」正義に曰はく、〈履〉卦の義は、六三を以て主と爲す。六三 陰  
 柔を以て九二の剛を履踐するは、危きを履む者なり。猶ほ虎の尾を  
 履むが如く、危爲ることの甚しきなり。「人を咥まず、亨る」とは、  
 六三〈兌〉の體に在り、〈兌〉は和說爲りて、〈乾〉の剛に應ずる  
 を以て、其の危きを履むと雖も、而も害はれず、故に亨通するを  
 得。猶ほ虎の尾を履むも人に干いて咥噉（てつがく）〔かむ〕せられざるが若し。  
 此れ物の象を假りて以て人事に喻ふるなり。

彖曰、履、柔履剛也。說而應乎乾、是以「履虎尾、不咥人、亨」。

〔凡「彖」者、言乎一卦之所以爲主也。成卦之體、在六三也。〕「履虎尾」者、言其危也。三爲履主、以柔履剛、履危者也。「履虎尾」而

不見咥者、以其說而應乎乾也。乾、剛正之德者也。不以說行夫佞邪、而以說應乎乾、宜其「履虎尾」、不見咥而亨。」

〔疏〕「彖曰履柔履剛也」至「不咥人亨」。

○正義曰、「履、柔履剛」者、言履卦之義、是柔之履剛。六三陰爻，在九二陽爻之上、故云「柔履剛」也。「履」謂履踐也。此釋履卦之義。

「說而應乎乾、是以履虎尾、不咥人、亨」者、釋「不咥人、亨」之義。六三在兌體、兌爲和說、應於上九。上九在乾體、兌自和說、應乎乾剛。以說應剛、無所見害。是以履踐虎尾、不咥害於人、而得亨通也。若以和說之行、而應於陰柔、則是邪佞之道。由以說應於剛、故得吉也。

〔有不見咥者〕

〔院校〕閩·監·毛本同。岳本·宋本·古本·足利本「有」作

「而」。○足利八行本も「而」字に作る。これが正しい。

〔无得吉也〕

〔院校〕「補案」无當「故」字之譌。○單疏本·廣大本「故」

字に作る。院校盧宣句の校勘は正しい。

彖に曰はく、履は、柔剛を履むなり。說びて〈乾〉に應ず、是を以て「虎の尾を履むも、人を咥まず、亨る」。

〔凡そ「彖」は、一卦の主爲る所以を言ふ。卦を成すの體は六三に在るなり。「虎の尾を履む」とは、其の危きを言ふなり。三は〈履〉の主爲りて、柔を以て剛を履むは、危きを履む者なり。

「虎の尾を履み」て、而も咥まれざるは、其の説びて〈乾〉に

應するを以てなり。〈乾〉は剛正の徳ある者なり。以て夫の佞邪を行ふを「說ばずして、以て説びて〈乾〉に應するは、宜しく其れ「虎の尾を履む」も、咥まれずして亨るべし。」

〔疏〕「彖曰履柔履剛也」より「不咥人亨」に至るまで。

○正義に曰はく、「履は、柔剛を履む」とは、〈履〉卦の義は是れ柔の剛を履むを言ふ。六三の陰爻、九二の陽爻の上に在り、故に「柔剛を履む」と云ふなり。「履」は履踐するを謂ふ。此れ〈履〉卦の義を釋す。

「說びて〈乾〉に應ず、是を以て虎の尾を履むも、人を咥まず、亨る」とは、「人を咥まず、亨る」の義を釋す。六三〈兌〉の體に在り、〈兌〉は和說爲りて、上九に應す。上九〈乾〉の體に在りて、〈兌〉は自ら和說し、〈乾〉の剛に應す。說を以て剛に應じ、害はるる所無し。是を以て虎の尾を履踐するも、人を咥み害はずして、亨通するを得るなり。若し和說の行を以て、陰柔に應すれば、則ち是れ邪佞の道なり。說を以て剛に應するに由る、故に「吉」を得るなり。

剛中正、履帝位、而不疚、光明也。

〔言五之德〕

〔疏〕正義曰、「剛中正、履帝位」者、謂九五也。以剛處中、得其正位、居五之尊、是「剛中正、履帝位」也。「而不疚、光明」者、能以剛中而居帝位、不有疚病、由德之光明故也。此二句贊明履卦德養之美、於經無所釋也。

「居五之尊」 ◎阮刻本「居九五之尊」に作るが、单疏本・廣大本・足利

八行本に「九」字無し。これに従う。

「此一句」 ◎阮刻本「一」作「二」。◎单疏本・

廣大本・足利八行本も「二」字を作る。これに従う。

「名含」義 ◎阮刻本「含」字を「合」字に譯刻する。廣大本「名」字を「各」字に作る。

「但易合萬象」 ◎阮刻本「補」毛本「合」作「含」。案「含」字是也。◎单疏本・廣大本・足利八行本も「含」字を作る。これが正しい。

剛 中正にして、帝位を履み、而して疾しからず、光明なり。

〔五の徳を言ふ。〕

「疏」正義曰はく、「剛 中正にして、帝位を履む」とは、九五を謂ふなり。剛を以て中に處り、其の正位を得、五の尊に居るは、是れ「剛 中正にして、帝位を履む」ことなり。

「而して疾しからず、光明なり」とは、能く剛中を以て帝位に居り、疚病有らざるは、徳の光明に由るが故なり。此の二句は《履》卦の徳養の美を贊明するにて、經に於いては釋する所無きなり。

象曰はく、上に天あり下に澤あるは、履なり。君子 以て上下を辯わかむ

象に曰はく、上に天あり下に澤あるは、履なり。君子 以て上下を辯わかむ

ち、民の志を定む。

「疏」正義曰はく、「君子 以て上下を辯わかむ、民の志を定む」とは、天は尊くして上に在り、澤は卑くして下に處り、君子は此の《履》卦の象に法り、以て上下・尊卑を分辯し、以て民の志意を定め正し、尊卑をして序有らしむるなり。

但だ此の《履》卦は、名二義を含む。若し爻を以て之れを言へば、則ち上に在りて下を履践す。六三 九二を履むなり。若し二卦の上下の象を以て之れを言へば、則ち「履」は禮なり。下に在りて禮を以て上に承事す。此の象の言ふ所は、上下の二卦 卑 尊を承くるの義を取る、故に「上に天あり下に澤あるは、履なり」と云ふ。但だ《易》は萬象を含み、反覆して義を取るは、定めて一體と爲すべからざるが故なり。

「疏」正義曰、「君子以辯上下、定民志」者、天尊在上、澤卑處下、君子法此履卦之象、以分辯上下尊卑、以定正民之志意、使尊卑有序也。但此履卦、名含二義。若以爻言之、則在上履踐於下。六三「履」九二也。若以二卦上下之象言之、則「履」、禮也、在下以禮承事於上。此象之所言、取上下二卦卑承尊之義、故云「上天下澤、履」。但易含萬象、反覆取義、不可定爲一體故也。

「君子以辯上下定民志者」 ◎單疏本・廣大本・足利八行本に拠つて、この十字を補う。

初九、素履、往无咎。

「處履之初、爲履之始、履道惡華、故素乃无咎。處履以素、何往不從。必獨行其願、物无犯也。」

「疏」正義曰、處履之始、而用質素、故往而无咎。若不以質素、則有

答也。

初九、素に履み、往けば咎无し。

〔履〕の初に處り、〔履〕の始と爲る。履道は華を惡む、故に素にして乃て咎无し。〔履〕に處るに素を以てせば、何れに往くとして從はれざらん。必ず獨り其の願を行はば、物犯す无きなり。」

〔疏〕正義曰曰はく、〔履〕の始に處り、而して質素を用ふ、故に往きて咎无し。若し質素を以てせざれば、則ち咎有るなり。

象曰、素履之往、獨行願也。

〔疏〕正義曰、「獨行願」者、釋「素履」之往。它人尚華、己獨質素、則何咎也。故獨行所願、則物无犯也。

象に曰はく、「素に履むの往く」は、獨り願を行ふなり。

〔疏〕正義に曰はく、「獨り願を行ふ」とは、「素に履むの往く」を釋す。它是華を尚び、己れ獨り質素なれば、則ち何の咎あらんや。故に獨り願ふ所を行へば、則ち物犯す无きなり。

九二、履道坦坦。幽人貞吉。

〔履道尚謙、不喜處盈、務在致誠、惡夫外飾者也。而二以陽處陰、履於謙也。居内履中、隱顯同也。履道之美、於斯爲盛。故「履

道坦坦」、无險厄也。在幽而貞、宜其吉。」

〔疏〕「九二」至「幽人貞吉」。

○正義曰、「履道坦坦」者、「坦坦」平易之貌。九二以陽處陰、履於謙退、己能謙退、故「履道坦坦」，<sup>\*</sup>平易无險難也。「幽人貞吉」者、既无險難、故在幽隱之人、守正得「吉」。

○注「履道尚謙」至「宜其吉」。

○正義曰、「履道尚謙」者、言履踐之道、貴尚謙退、然後乃能踐物。

「履」又爲禮、故「尚謙」也。「居内履中、隱顯同」者、「履道尚謙」、不喜處盈、然以陽處陰、尚於謙德。「居内履中」、以信爲道、不以居外爲榮、處內爲屈。若居在外、亦能履中謙退、隱之與顯、在心齊等、故曰「隱顯同」也。「在幽而貞、宜其吉」者、以其在内卦之中、故云

「在幽」也。謙而得中、是貞正也。「在幽」能行此正、故曰「宜其吉」。

〔不喜處盈〕

〔阮校〕

閩·監·毛本同。

岳本·錢本·宋本·古本

「喜」

作「憲」。

〔釋文出「不憲」〕

〔阮校〕

閩·監·毛本同。

岳本·錢本·宋本·古本

「喜」

作「憲」。

〔大本·足利八行本ともに「喜」字に作るので、改めない。〕

〔者易无險難也〕

〔阮校〕

〔補〕案上文「坦坦平易之貌」、此「者」字當作

「平」。

〔○單疏本·廣大本·足利八行本ともに「平」字に作る。〕

九二、道を履むこと坦坦たり。幽人なれば貞にして吉なり。

〔履道是謙、盈に處るを喜ばず、務は誠を致すに在りて、夫かの外に飾る者を惡むなり。而して二は陽を以て陰に處り、謙を履むなり。内に居り中を履み、隱顯同じきなり。履道の美、斯に於いて盛んなりと爲す。故に「道を履むこと坦坦」として、險厄无きなり。幽に在りて貞なるは、宜べなり其の吉なること。〕

〔疏〕「九二」より「幽人貞吉」に至るまで。

○正義に曰はく、「道を履むこと坦坦たり」とは、「坦坦」は平易の貌なり。九二陽を以て陰に處り、謙退を履み、己れ能く謙退す、故に「道を履むこと坦坦」、平易にして險難无きなり。「幽人なれば貞にして吉なり」とは、既に險難无し、故に幽隱に在る人、正を守りて「吉」を得るなり。

○注の「履道尚謙」より「宜其吉」に至るまで。

○正義に曰はく、「履道は謙を尚ぶ」とは、履踐の道は、謙退を貴尚<sup>たつと</sup>び、然る後に乃て能く物を踐むを言ふ。「履」は又た禮と爲す、故に「謙を尚ぶ」なり。

「内に居り中を履み、隱顯 同じ」とは、「履道は謙を尚び、盈に處るを喜ばず」、然れども陽を以て陰に處り、謙德を尚ぶ。「内に居り中を履み」、信を以て道と爲し、外に居るを以て榮と爲さず、内に處りて屈するを爲す。若し居ること外に在りても、亦た能く中を履みて謙退し、隱と顯と、心に在ること齊<sup>ひと</sup>等し、故に「隱顯 同じ」と曰ふなり。

「幽に在りて貞なるは、宜べなり其の吉なる」ととは、其の内卦の中にあるを以て、故に「幽に在り」と云ふなり。謙にして中を得るは、是れ貞正なり。「幽に在り」て能く此の正を行ふ、故に「宜べなり其の吉なること」と曰ふ。

象曰、「幽人貞吉」、中不自亂也。

〔疏〕正義曰、「中不自亂」者、釋「幽人貞吉」。以其居中、不以危險

而自亂也。既能謙退幽居、何有危險自亂之事。

象に曰はく、「幽人なれば貞にして吉なり」とは、中 自らは亂れざればなり。

〔疏〕正義に曰はく、「中 自らは亂れず」とは、「幽人なれば貞にして吉」を釋す。其の中に居るを以て、危險を以てして自らは亂れるなり。既に能く謙退して幽居すれば、何ぞ危險にして自ら亂るの事有らんや。

六三、眇能視、跛能履。履虎尾、咥人凶。武人爲于大君。

〔居「履」之時、以陽處陽、猶曰不謙、而況以陰居陽、以柔乘剛者乎。故以此爲明、眇目者也。以此爲行、跛足者也。以此履危、見咥者也。志在剛健、不修所履、欲以陵武于人、「爲于大君」、行未能免於凶、而志存於五、頑之甚也。〕

〔疏〕「六三眇能視」至「武人爲于大君」。

○正義曰、「眇能視、跛能履」者、居「履」之時、當須謙退。今六三以陰居陽、而又失其位。以此視物、猶如眇目自爲能視、不足爲明也。以此履踐、猶如跛足自爲能履、不足與之行也。「履虎尾、咥人凶」者、以此履虎尾、咥噉於人、所以凶也。「武人爲于大君」者、行此威武加陵於人、欲自「爲於大君」、以六三之微、欲行九五之志、頑愚之甚。

〔欲行九五之志〕 阮校 蘆文弨云「志」當作「事」。

六三、眇<sup>すがめ</sup>にして能く視、跛<sup>あなえ</sup>にして能く履む。虎の尾を履む。人

を咥む。凶なり。人を武いで大君と爲る。

「履」に居るの時、陽を以て陽に處り、猶ほ不謙と曰ふ、而るに況んや陰を以て陽に居り、柔を以て剛に乗ずる者をや。故に此を以て明を爲すは眇目者なり。此を以て行を爲すは跛足者なり。

此を以て危を履むは咥まる者なり。志は剛健に在るも、履む

所を修めず、以て人を陵武し、大君と爲らんと欲し、行ひ未だ

凶を免るる能はず、而るに志五に存するは、頑の甚しきなり。」

「疏」「六三眇能視」より「武人爲於大君」に至るまで。

○正義に曰はく、「眇にして能く視、跛にして能く履む」とは、「履」に居るの時は、當須に謙退すべし。今六三は陰を以て陽に居り、而して又た其の位を失ふ。此を以て物を見るは、猶ほ眇目にして自ら能く視ると爲すが如く、明と爲すに足らざるなり。此を以て履踐するは、猶ほ跛足にして自ら能く履むと爲すが如く、之れと與に行くに足らざるなり。

「虎の尾を履む。人を咥む。凶なり」とは、此を以て虎の尾を履み、人を咥めるは、凶たる所以なり。「人を武いで大君と爲る」とは、此の威武を行ひ人を加陵ぎ、自ら大君と爲らんと欲し、六三の微を以て、九五の志を行はんと欲するは、頑愚の甚しきなり。

象曰、「眇能視」、不足以有明也。「跛能履」、不足以與行也。咥人之凶、位不當也。「武人爲于大君」、志剛也。

「疏」「象曰眇能視」至「武人爲于大君志剛也」。

使能視、无多明也。「不足以與行」者、解「跛能履」。足既蹇跛、假使能履、行不能遠、故云「不足以與行」也。「位不當」者、釋「咥人之凶」。所以被咥見凶者、緣居位不當。謂以陰處陽也。「志剛」者、

釋「武人爲於大君」。所以陵武加人、欲爲大君、以其志意剛猛。以陰而處陽、是志意剛也。

「象曰」 ◎單疏本・廣大本・足利八行本に従い、「象曰」二字を補う。

象に曰はく、「眇にして能く視」るは、以て明有りとするに足らざるなり。「跛にして能く履む」むは、以て與に行くに足らざるなり。人を咥むの凶は、位當たらざればなり。「武人 大君と爲る」は、志剛なればなり。

「疏」「象曰眇能視」より「武人爲于大君志剛也」に至るまで。

○正義に曰はく、「象に曰はく、以て明有りとするに足らず」とは、「眇にして能く視る」を釋す。目既に隆眇なれば、假使ひ能く視るも、明多きこと无きなり。

「以て與に行くに足らず」とは、「跛にして能く履む」を解す。足既に蹇跛なれば、假使ひ能く履むも、行きて遠くする能はず、故に「以て與に行くに足らず」と云ふなり。

「位當たらず」とは、「人を咥むの凶」を釋す。咥まれ凶とせらるる所以は、位に居ること當たらざるに縁る。陰を以て陽に處るを謂ふなり。「志剛なり」とは、「人を武いで大君と爲る」を釋す。陵武して人を加ぎ、大君と爲らんと欲する所以は、其の志意の剛猛なるを以てなり。陰を以てして陽に處るは、是れ「志意剛なる」なり。

九四、履虎尾、愬愬、終吉。

〔逼近至尊、以陽承陽、處多懼之地、故曰「履虎尾、愬愬」也。

然以陽居陰、以謙爲本、雖處危懼、終獲其志、故「終吉」也。〕

〔疏〕正義曰、「履虎尾、愬愬」者、逼近五之尊位、是「履虎尾」近其危也。以陽承陽、處嫌隙之地、故「愬愬」危懼也。「終吉」者、以陽居陰、意能謙退、故終得其吉也。

九四、虎の尾を履みて愬愬たるも、終に吉なり。

〔至尊に逼り近づき、陽を以て陽を承け、懼れ多きの地に處る、故に「虎の尾を履みて愬愬たり」と曰ふなり。然れども陽を以て陰に居り、謙を以て本と爲さば、危懼に處ると雖も、終に其の志を獲、故に「終に吉」なり。〕

〔疏〕正義に曰はく、「虎の尾を履みて愬愬たり」とは、五の尊位に逼り近づくは、是れ「虎の尾を履み」て其の危きに近づくなり。陽を以て陽を承け、嫌隙〔不和〕の地に處る、故に「愬愬」として危懼するなり。「終に吉」とは、陽を以て陰に居り、意は能く謙退す、故に終に其の吉を得るなり。

象曰、「愬愬終吉」、志行也。

〔疏〕正義曰、「志行」者、釋「愬愬終吉」。初雖「愬愬」、終得其吉、以謙志得行、故「終吉」也。

象に曰はく、「愬愬たるもの終に吉」なるは、志行はあるなり。

〔疏〕正義に曰はく、「志行はる」とは、「愬愬たるもの終に吉」を釋

す。初は「愬愬」たりと雖も、終に其の吉を得るは、志を謙にして行ふを得るを以て、故に「終に吉」なり。

九五、夬履。貞厲。

〔得位處尊、以剛決正、故曰「夬履貞厲」也。履道惡盈、而五處尊、是以危。〕

〔疏〕正義曰、「夬履」者、夬者、決也。得位處尊、以剛決正、履道行正、故「夬履」也。「貞厲」者、厲、危也。履道惡盈、而五以陽居尊、故危厲也。

〔而五處尊〕 阮校 閩・監・毛本同。岳本・宋本・古本・足利本「尊」作「實」。

盧文弨云「實」謂陽也。◎足利八行本も「實」字に作るが、疏文に合わせて「尊」字のままとする。

九五、夬めて履む。貞なれども厲し。

〔位を得て尊に處り、剛を以て正を決む、故に「夬めて履む。貞なれども厲し」と曰ふなり。道を履み盈を悪むも、而も五に處る、是を以て危し。〕

〔疏〕正義に曰はく、「夬めて履む」とは、「夬」は決なり。位を得て尊に處り、剛を以て正を決め、道を履み正を行ふ、故に「夬めて履む」なり。「貞なれども厲し」とは、「厲」は危なり。道を履み盈を悪むも、而も五は陽を以て尊に居る、故に危厲きなり。

象曰、「夬履、貞厲」、位正當也。

「疏」正義曰、「位正當」者、釋「夬履貞厲」之義。所以「夬履貞厲」者、以其位正當、處在九五之位、不得不決斷其理、不得不有其「貞厲」、以位居此地故也。

象に曰はく、「夬めて履む。貞なれども厲し」とは、位正に當たればなり。「疏」正義に曰はく、「位正に當たる」とは、「夬めて履む。貞なれども厲し」の義を釋す。「夬めて履む。貞なれども厲き」所以は、其の位の正に當たるを以て、處りて九五の位に在り、其の理を決斷せざるを得ず、其の「貞厲」有らざるを得ざるは、位此の地に居るを以ての故なり。

上九、視履考祥。其旋元吉。

「禍福之祥、生乎所履、處履之極、履道成矣、故可「視履」而「考祥」也。居極應說、高而不危、是「其旋」也。履道大成、故「元吉」也。

「疏」正義曰、「視履考祥」者、祥謂徵祥。上九處履之極、履道已成、故視其所履之行善惡得失、考其禍福之征祥。「其旋元吉」者、旋謂旋反也。上九處履之極、下應兌說、高而不危、是其不墜於履、而能旋反行之、履道大成、故「元吉」也。

〔院校〕閩・毛本同。監本「履」作「禮」。下「履道大成」同。◎單疏本・廣大本・足利八行本は「禮」字に作るが、「履」字が正しい。

上九、履むを視て祥を考す。其の旋るときは元吉なり。

〔禍福の祥は、履む所に生じ、「履」の極に處り、履道成る、故に「履むを視て「祥を考す」べきなり。極に居りて説に應じ、高くして危ふからざるは、是れ「其の旋る」なり。履道大いに成る、故に「元吉」なり〕。

象曰、「元吉」在上、大有慶也。

「疏」正義曰、「大有慶」者、解「元吉」在上之義。既以「元吉」而在上九、是大有福慶也。以有福慶、故在上元吉也。

象に曰はく、「元吉」上に在り、大いに慶有るなり。  
「疏」正義に曰はく、「大いに慶有り」とは、「元吉 上に在る」の義を解す。既に「元吉」にして上九に在るを以て、是れ大いに福慶有るなり。福慶有るを以て、故に「上に在り」て「元吉」なり。